

静岡県高等学校英語教育研究会会則

(名称)

第1条 本会は静岡県高等学校英語教育研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会に事務局を置く。

(目的)

第3条 本会は県内高等学校及び特別支援学校英語科教員の教科指導研修等の教職員研修を推進し、生徒の学業等の充実・向上を図り、もって高等学校及び特別支援学校英語教育の振興に資することを目的とする。

(会員)

第4条 本会は静岡県の高等学校及び特別支援学校をもって会員とし、英語科教員をもって組織する。

(組織)

第5条 本会は円滑な活動を行うために、東部・中部・西部の支部を置く。

(事業)

第6条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 授業研究及び教材の研究に関する事業
- (2) 教科力向上に関する事業
- (3) 研修会、講習会等の開催
- (4) 生徒の英語力育成のための事業
- (5) 会誌の発行
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名 (内1名は私学)
- (3) 事務局長 1名
- (4) 常任理事 3名
- (5) 理事 6名
- (6) 会計 1名
- (7) 会計監査 3名
- (8) 専門委員 若干名
- (9) 顧問 若干名

第8条 役員を選出は次のとおりとし、総会において承認する。

- (1) 会長及び副会長は、高等学校長協会及び私学協会の推薦によって選出する。
- (2) 事務局長及び会計は、会長が会員の中から委嘱する。

- (3) 常任理事は各地区の事務局長がその役にあたる。
- (4) 理事及び会計監査は各地区の会長が推薦し、会長が委嘱する。
- (5) 専門委員及び顧問は必要に応じて会長が委嘱する。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会務を代行する。
- (3) 事務局長及び常任理事は会の企画及び運営に当たり、会務を掌る。
- (4) 理事は会の運営を補佐する。
- (5) 会計は会計事務を掌る。
- (6) 会計監査は定期又は随時監査を行う。
- (7) 専門委員及び顧問は会の運営に関して会長の諮問に応える。

第10条 役員の任期は1年(その年の4月1日から翌年3月末日まで)とする。

ただし、再任を妨げない。

(理事会)

第11条 本会の役員は理事会を構成し、会務を執行する。

第12条 会長は必要に応じて理事会を招集することができる。

第13条 理事会の任務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画の審査と決定
- (2) 予算及び決算の議決
- (3) 会則の制定及び改廃
- (4) その他必要な事項

(総会)

第14条 本会は毎年1回定期総会を開催する。

第15条 理事会は、定期総会において会務及び会計を報告し、事業計画案、予算案の承認を得なければならない。

第16条 理事会が必要と認めた時は、会長は臨時総会を開催しなければならない。

第17条 総会の決議は総会出席者の過半数による。

(会計)

第18条 本会の運営経費は、学校会費、助成金、補助金その他の収入をもって充てる。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

第20条 本会の予算は理事会の協議により決定し、総会の承認を得るものとする。決算は理事会の議決を経て、総会に報告する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。